

大気汚染防止法及び  
さいたま市生活環境の保全に関する条例における  
石綿（アスベスト）飛散防止対策

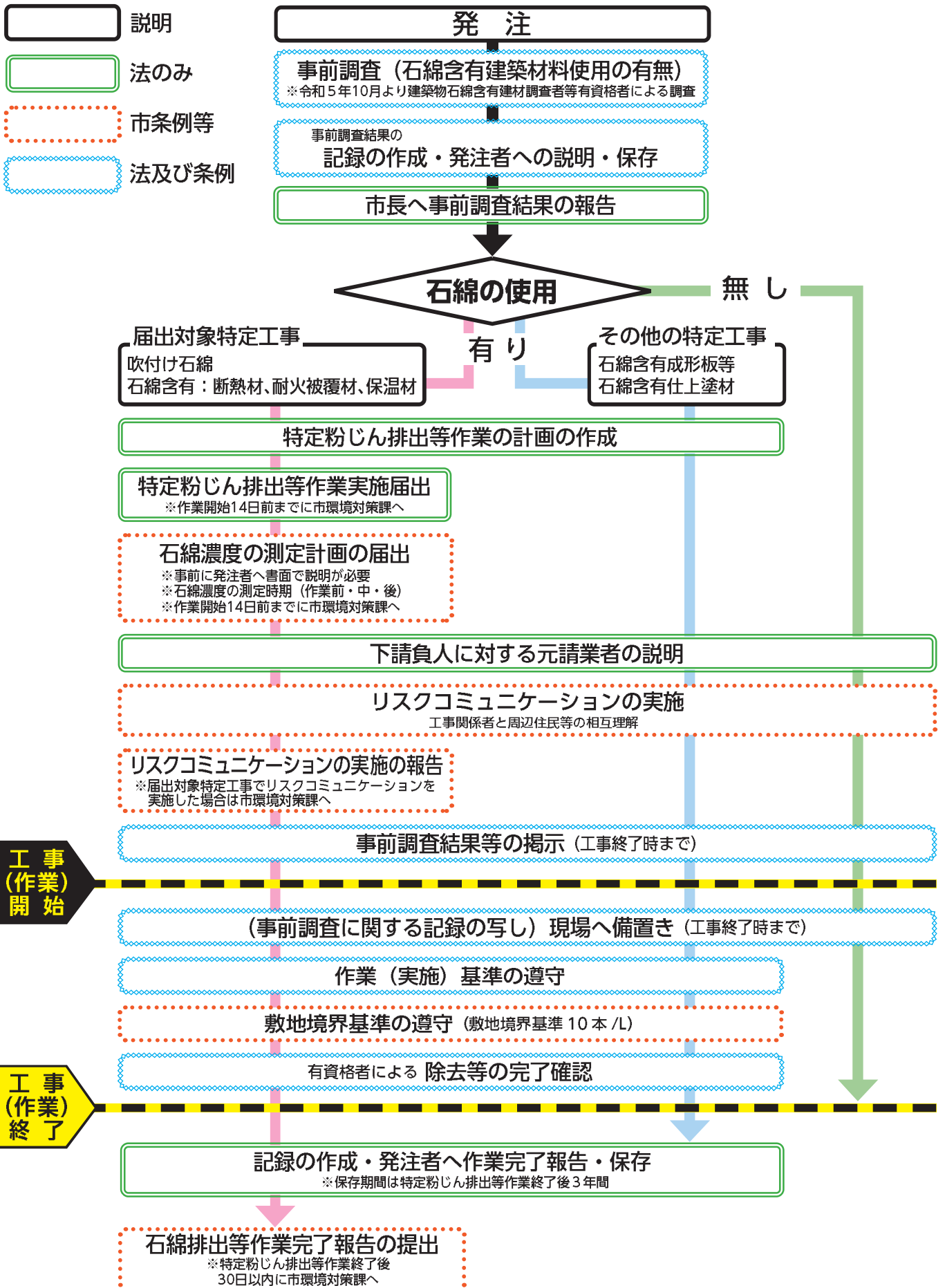


さいたま市環境局環境共生部環境対策課  
令和5年2月



# 建築物・工作物を解体・改造・補修する作業を伴う建設工事

## 石綿飛散防止対策の流れ



## 解体等工事に伴う手続き等関係者対応一覧

期間の目安	項目	提出先 または 相手方	解体等工事			備考
			特定工事		石綿無し	
			作業実施届出必要	作業実施届出不要		
			吹付け石綿 石綿含有 ・断熱材 ・耐火被覆材 ・保温材	石綿含有成形板 石綿含有仕上塗材 ※1 等		
解体等工事の 事前準備	設計図書, 目視, 分析による事前調査		元自	元自	元自	令和5年10月以降に着手する工事については、有資格者による調査が必須になります。
	事前調査結果の記録の作成・保存		元自	元自	元自	工事が終了した日から3年間保存が必要です。
	事前調査結果の発注者への説明	発	元	元	元	記録作成後、遅滞なく書面で説明してください。
	事前調査結果の報告	市	元自	元自	元自	電子システムによる報告が必要です。
	特定工事の発注者等の配慮	元下	発	発	発	工期・費用及び設計図書等の情報の提供をします。
特定粉じん排出 等作業開始の 14日以上前	特定粉じん排出等作業計画書の作成		元自	元自		特定工事（レベル3作業を含む）は計画書の作成が必要です。
	特定粉じん排出等作業実施届出	市	発自			届出より14日経過後に着手ができません。必要に応じ計画変更命令を行うこともあります。
	石綿濃度測定計画の説明	発	元			計画作成後遅滞なく書面で説明してください。
	石綿濃度測定計画届出	市	発自			市条例による届出が必要です。※届出者は発注者です。
	下請負人への説明	下	元（下）	元（下）	元（下）	
掲示前の実施が望ましい	リスクコミュニケーションの実施※2	(近隣)	(発自)	(発自)	(発自)	適切な情報提供は苦情の軽減に繋がります。
実施後速やかに	リスクコミュニケーションの実施報告※2	(市)	(発自)			
解体等工事着手の7日前	事前調査結果等を公衆から見やすいように掲示		元自	元自	元自※3	サイズA3以上で、全体工事終了まで掲示が必要です。
特定粉じん排出 等作業の期間中	事前調査に関する記録の写しを現場へ備置き		元自	元自	元自	工事期間中現場で事前調査結果を確認できる状態にしてください。
	作業(実施)基準の遵守		元下自	元下自		遵守していないと認める場合は作業基準適合命令等を行います。
	敷地境界基準の遵守		元下自	元下自		敷地境界基準 大気中の石綿濃度：10本/L
	敷地境界基準の超過の際の報告義務	市	元下自	元下自		敷地境界基準を超過した場合は直ちに報告をしてください。(1本/Lを超過した場合も報告してください。)
	除去又は囲い込み等の完了の確認		元自	元自		有資格者による確認を行い、記録を作成してください。
特定粉じん排出 等作業完了後 30日以内	特定粉じん排出等作業の記録・保存		元自	元自		特定工事（レベル3作業を含む）が終了した日から3年間保存が必要です。
	特定粉じん排出等作業完了報告	発	元	元		記録作成後、遅滞なく書面で報告してください。
	石綿排出等作業完了報告書の提出	市	発自			全体工事終了前に提出が必要となる場合があります。

### 表の表記方法

元：元請業者、下：下請負人、発：発注者、自：自主施工者、市：市長（さいたま市環境対策課）

※1）石綿含有仕上塗材のうち吹付けパーライト・パーミキュライトについては吹付け石綿（レベル1）に相当します。

※2）「さいたま市建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションに関する指針」より。

※3）石綿無しの場合は、解体等工事着手時より掲示を行ってください。

## 1 用語の解説

本パンフレットで使用する略称及び主な用語は以下のとおりである。その他使用する用語は、大気汚染防止法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例の定義による。

法…大気汚染防止法

政令…大気汚染防止法施行令

省令…大気汚染防止法施行規則

条例…さいたま市生活環境の保全に関する条例

規則…さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則

石綿（アスベスト）…クリソタイル（白石綿）、トレモライト、アモサイト（茶石綿）、アクチノライト、クロシドライト（青石綿）、アンソフィライトのうち、繊維状を呈しているもの。



特定建築材料（石綿含有建築材料）…石綿をその重量の 0.1% を超えて含有する建築材料又は石綿を意図的に含有させた建築材料。

特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）…建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、特定建築材料（石綿含有建築材料）を除去、封じ込め又は囲い込みすること。





建築物等…建築物及び工作物。

解体等工事…建築物等を解体し、改造し、補修する作業を伴う建設工事。

特定工事（石綿排出等工事）…特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）を伴う工事。

届出対象特定工事…特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴う工事。特定粉じん排出等作業開始日の 14 日前までに法第 18 条の 17 に基づく届出が必要。

特定建築材料（石綿含有建築材料）の種類と主な用途

種類	主な用途	使用例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・吹付け石綿</li> <li>・石綿含有ロックウール</li> <li>・石綿含有吹付けバーミキュライト</li> <li>・石綿含有吹付けパーライト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨造：梁耐火被覆</li> <li>・鉄筋コンクリート造：吸音、結露防止、居室天井の意匠</li> </ul>	 <p style="text-align: center;">耐火被覆用吹付け石綿</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有保温材</li> <li>・石綿含有断熱材</li> <li>・石綿含有耐火被覆材（レベル1建材を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管の保温</li> <li>・煙突内部や折板屋根の断熱</li> <li>・鉄骨の耐火被覆、配管貫通部の耐火</li> </ul>	 <p style="text-align: center;">屋根用折板断熱材</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有成形板等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の屋根、内外壁、軒天、床等の各種内外装材</li> </ul>	 <p style="text-align: center;">屋根用化粧スレート</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有仕上塗材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の内外壁の仕上</li> </ul>	 <p style="text-align: center;">吹付けタイル</p>

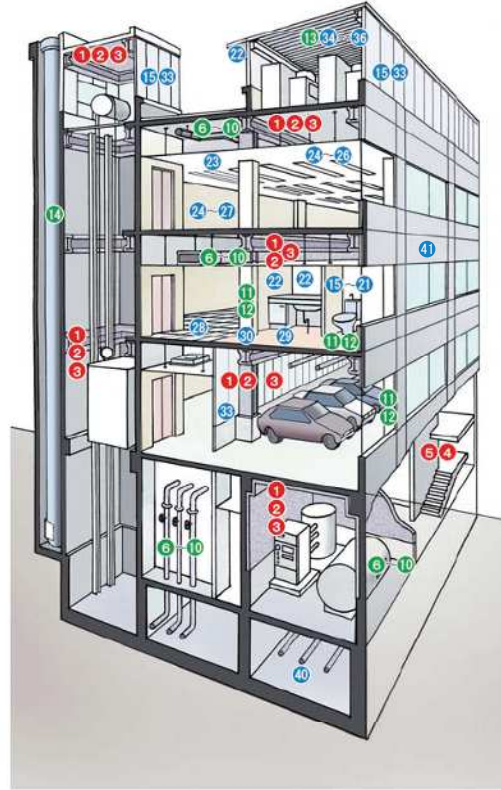


建築物における石綿含有建築材料の使用例

参考：目で見るアスベスト建材 第2版（国土交通省） 一部追記

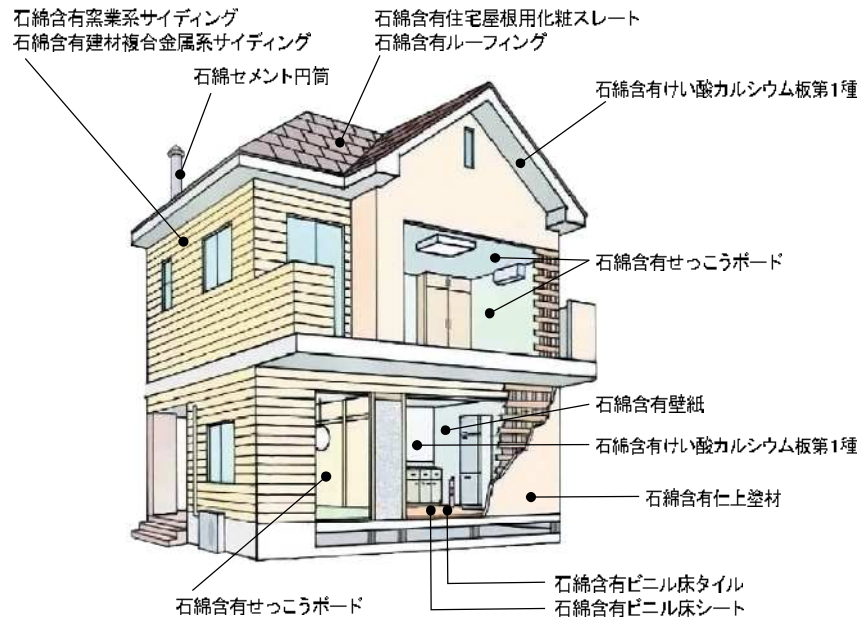
【鉄筋コンクリート造・鉄骨造】

- 1 吹付け石綿
- 2 石綿含有吹付けロックウール
- 3 湿式石綿含有吹付け材
- 4 石綿含有吹付けパーミキュライト
- 5 石綿含有吹付けパーライト
- 6 石綿含有けいそう土保温材
- 7 石綿含有けい酸カルシウム保温材
- 8 石綿含有パーミキュライト保温材
- 9 石綿含有パーライト保温材
- 10 石綿保温材
- 11 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- 12 石綿含有耐火被覆板
- 13 屋根用折板石綿断熱材
- 14 煙突用石綿断熱材
- 15 石綿含有スレートボード・フレキシブル板
- 16 石綿含有スレートボード・平板
- 17 石綿含有スレートボード・軟質板
- 18 石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板
- 19 石綿含有スレートボード・その他
- 20 石綿含有スラグせっこう板
- 21 石綿含有バルブセメント板



- 22 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 23 石綿含有ロックウール吸音天井板
- 24 石綿含有せっこうボード
- 25 石綿含有パーライト板
- 26 石綿含有その他パネル・ボード
- 27 石綿含有壁紙
- 28 石綿含有ビニル床タイル
- 29 石綿含有ビニル床シート
- 30 石綿含有ソフト巾木
- 31 石綿含有窯業系サイディング
- 32 石綿含有建材複合金属系サイディング
- 33 石綿含有押出成形セメント板
- 34 石綿含有スレート波板・大波
- 35 石綿含有スレート波板・小波
- 36 石綿含有スレート波板・その他
- 37 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- 38 石綿含有ルーフィング
- 39 石綿セメント円筒
- 40 石綿セメント管
- 41 石綿含有仕上塗材

【木造一戸建て住宅】



## 2 事前調査

建築物等の解体等工事を施工する場合、元請業者又は自主施工者は当該建築物等の石綿含有建築材料の使用の有無について調査し、当該調査結果の記録を作成し、電子システム等により市へ報告し、当該工事現場に備え置き、工事終了後3年間記録を保存しなければならない。また、事前調査結果や石綿排出等作業に関する事項を、当該工事現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

### 2-1 事前調査の実施【法第18条の15】

調査義務者	元請業者又は自主施工者
調査事項	解体等工事に係る建築物等の部分における石綿含有建築材料の使用の有無
調査対象	全ての解体等工事 ※床面積等の規模要件はなし
調査方法	<p>出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省、環境省）</p> <p>注1：書面調査の結果、平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等であること等省令第16条の5第1項イ～ホに該当することが明らかになった場合、その後の書面調査及び目視調査は不要である。</p> <p>注2：分析調査を実施せずに石綿含有無しとする場合、建築材料に印字されている製品名や製品番号等を確認し、石綿含有無しであることをメーカー等の証明書やホームページ等により確認する等、根拠を明確にすること。</p> <p>注3：分析調査は、JIS A 1481-1, -2, -3, -4, -5又はこれと同等以上の精度を有する方法により行う。</p> <p>注4：石綿障害予防規則第3条第6項の規定により、令和5年10月1日以降、分析調査は、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者(令和2年厚生労働省告示第277号)が行うこと。</p> <p>注5：石綿含有が不明な建材を石綿含有とみなして飛散防止対策を行う場合は分析調査を行う必要はない。その場合、除去等の際は、必要となる可能性がある措置の最も厳しい措置を講じなければならない。</p>

## 2-2 有資格者による事前調査 令和5年10月1日施行

建築物（床面積等の規模要件はなく全ての建築物が対象、工作物は対象外）の解体等工事においては、有資格者による書面調査及び目視調査が義務付けられる。ただし、建築物の設置の工事に着工した日を設計図書等により調査することは、必ずしも有資格者の必要はない。

事前調査を行うことができる資格者の種類、調査可能範囲及び受講資格

有資格者の種類	調査可能範囲	受講資格
特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）	全ての建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般調査者</li> <li>・建築に関して一定以上の実務経験を有する者（実務経験年数必要：学歴により必要年数は異なる）</li> </ul>
一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿作業主任者（実務経験年数不問）</li> <li>・建築に関して一定以上の実務経験を有する者（実務経験年数必要：学歴により必要年数は異なる）</li> </ul>
一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）	一戸建ての住宅及び共同住宅の内部★	

★ ベランダ、廊下等共用部分及び店舗併用住宅は含まれない

※ 大規模建築物又は改修を繰り返している建築物等については、特定調査者又は一定の実地経験を積んだ一般調査者に行わせることが望ましい。

※ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者は、一般調査者又は特定調査者と同等以上の能力を有すると認められる者とする。

※ 講習の詳細や最新の登録講習機関情報（厚生労働省のウェブサイト）

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



## 2-3 事前調査結果の市への報告【法第18条の15第6項】

元請業者又は自主施工者は、石綿含有建築材料の有無に関わらず、下記要件に該当する場合、事前調査結果を報告しなければならない。

事前調査結果の報告は市（大気汚染防止法）の他に、労働基準監督署（石綿障害予防規則）にも必要となる。電子システム（スマートフォンでも報告可）による報告では、各報告を同時に行うことができ、書面による報告は、各窓口に提出が必要となる。

報告対象工事	要件
建築物の解体工事	床面積の合計が80平方メートル以上であるもの 請負代金の合計が100万円以上であるもの
建築物の改造又は補修工事	
工作物の解体、改造又は補修工事 ※工作物は、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるもの（令和2年環境省告示第77号）に限る。例）ボイラー、焼却設備	



### 事前調査結果の報告

① 「gBizID」を取得する。

<https://gbiz-id.go.jp>

② 「石綿事前調査結果報告システム」に入力する。

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※詳細は石綿事前調査結果報告制度のウェブサイトをご確認ください。

①



②



## 2-4 事前調査結果の記録作成・備置き・保存

事前調査結果の記録を作成し、当該記録の写しを現場に備え置かなければならない。解体等工事終了後、当該結果を3年間保存しなければならない。【法第18条の15】

記録の作成	事前調査結果（省令第16条の8に規定する事項）を記録する。
	【省令第16条の8】
	1 発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
	2 解体等工事の場所
	3 解体等工事の名称及び概要
	4 事前調査終了年月日、事前調査方法
	5 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 建築材料を設置した年月日
	6 解体等工事に係る建築物等の概要
	7 改修工事の場合、当該作業の対象となる建築物等の部分
	8 有資格者による書面調査及び目視調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名
	9 分析調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
10 各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠	
記録の備置き	事前調査結果の記録の写しを、解体等工事の現場に備え置いておく。
記録の保存	解体等工事が終了した日から3年間保存する。

## 2-5 事前調査結果の発注者への説明

説明期限	(1) 石綿含有建築材料が有る場合 解体等工事開始日又は石綿排出等作業開始日の14日前のうち、到来が早い方の日まで。 <u>特定粉じん排出等作業実施届出書の届出要否を含む。</u> (2) 石綿含有建築材料が無い場合 解体等工事開始日まで。
説明方法	事前調査結果の記録を書面により説明する。

## 2-6 事前調査結果等の掲示

事前調査結果及び石綿除去等の作業に関する事項を公衆に見やすい場所に掲示しなければならない。

【法第 18 条の 15 第 5 項、条例第 62 条】

サイズ	A 3 以上									
掲示場所	公衆に見やすい場所 ※工事の進捗に伴い、適宜場所を移動することは可能									
掲示期間	石綿有り：解体等工事着手日の 7 日前 ～ 解体等工事完了まで									
	石綿無し：解体等工事着手時 ～ 解体等工事完了まで									
	注意：下図のとおり、石綿排出等作業が終了しても掲示は継続しなければなりません。									
	工期									
	掲示期間	石綿有りの場合				工事着手日の 7 日前	～			
	石綿無しの場合				工事着手時	～				完了まで
	解体等工事				着手					完了
	石綿排出等作業									

さいたま市参考様式・記入例は

「さいたま市 石綿 掲示」で検索してください。



### 発注者も解体等工事に関して、義務があります！

#### 届出の義務

- ・ 特定粉じん排出等作業実施届出
- ・ 石綿濃度測定計画書の提出
- ・ リスクコミュニケーション実施後の報告
- ・ 石綿排出等作業完了報告書の提出



#### 発注者の配慮義務

- ・ 事前調査に係る義務

事前調査に要する費用を適正に負担すること等、その他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。【法第 18 条の 15 第 2 項】

- ・ 特定工事に係る義務

当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。【法第 18 条の 16 第 1 項】

### 3 特定粉じん排出等作業実施届出書及び石綿濃度測定計画書

吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う場合は、作業開始の14日前までに市長へ特定粉じん排出等作業実施の届出をしなければならない。併せて、条例に基づく石綿濃度測定計画書を提出しなければならない。


#### 3-1 特定粉じん排出等作業実施届出書及び石綿濃度測定計画書

届出者	発注者又は自主施工者																																																																																					
届出対象	吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込み作業																																																																																					
届出期限	特定粉じん排出等作業開始日の14日前まで <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <table border="1" style="text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td style="background-color: #e0f2f1;">← 1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td style="background-color: #ffe0b2;">4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td style="background-color: #ffe0b2;">11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td style="background-color: #e0f2f1;">→ 15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td style="background-color: #ffe0b2;">18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td style="background-color: #ffe0b2;">25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td style="background-color: #e0f2f1;">← 2</td><td>3</td></tr> <tr><td style="background-color: #ffe0b2;">4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td></tr> <tr><td style="background-color: #ffe0b2;">11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td></tr> <tr><td style="background-color: #ffe0b2;">18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td></tr> <tr><td style="background-color: #ffe0b2;">25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>①15日が作業開始日の場合、作業開始日を含まない1日が届出期限です。</p> <p>②18日が作業開始日の場合、14日前の4日が日曜日で閉庁日に当たるため、開庁日(平日)の2日が届出期限です。</p> <p>※特定粉じん排出等作業開始日…実際に特定建築材料の除去を開始する日でなく、除去に先立ち作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日</p>		日	月	火	水	木	金	土					← 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	→ 15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日	月	火	水	木	金	土					1	← 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土																																																																																
				← 1	2	3																																																																																
4	5	6	7	8	9	10																																																																																
11	12	13	14	→ 15	16	17																																																																																
18	19	20	21	22	23	24																																																																																
25	26	27	28	29	30	31																																																																																
日	月	火	水	木	金	土																																																																																
				1	← 2	3																																																																																
4	5	6	7	8	9	10																																																																																
11	12	13	14	15	16	17																																																																																
18	19	20	21	22	23	24																																																																																
25	26	27	28	29	30	31																																																																																
届出書類	特定粉じん排出等作業実施届出書 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 50%;">書類</th> <th style="width: 45%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>様式第3の4 「特定粉じん排出等作業実施届出書」</td> <td>法定様式。ホームページよりダウンロードする。 </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>建築物等の概要、配置図及び付近の状況</td> <td>作業場及び周辺の状況図面、作業場や掲示の位置を記載した図面</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特定工事の工程の概要</td> <td>特定粉じん排出等作業については、資機材搬入、養生、天井解体、石綿除去、養生撤去、清掃・片付け、産廃搬出等各作業及び敷地境界測定、養生撤去前測定</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>施工要領</td> <td>施工方法、作業手順、隔離養生及び前室の構造、集じん・排気装置の台数の算出根拠及び管理方法、各種記録表(集じん・排気装置の排気口における粉じん測定記録、負圧確認記録、石綿含有建築材料の取り残しがないこと等の確認記録等)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>施工体系図</td> <td>発注者、元請業者、石綿除去に係る下請負人、測定業者、廃棄物処理業者等の氏名(名称)、担当者並びに連絡先</td> </tr> </tbody> </table>			書類	説明	1	様式第3の4 「特定粉じん排出等作業実施届出書」	法定様式。ホームページよりダウンロードする。 	2	建築物等の概要、配置図及び付近の状況	作業場及び周辺の状況図面、作業場や掲示の位置を記載した図面	3	特定工事の工程の概要	特定粉じん排出等作業については、資機材搬入、養生、天井解体、石綿除去、養生撤去、清掃・片付け、産廃搬出等各作業及び敷地境界測定、養生撤去前測定	4	施工要領	施工方法、作業手順、隔離養生及び前室の構造、集じん・排気装置の台数の算出根拠及び管理方法、各種記録表(集じん・排気装置の排気口における粉じん測定記録、負圧確認記録、石綿含有建築材料の取り残しがないこと等の確認記録等)	5	施工体系図	発注者、元請業者、石綿除去に係る下請負人、測定業者、廃棄物処理業者等の氏名(名称)、担当者並びに連絡先																																																																		
	書類	説明																																																																																				
1	様式第3の4 「特定粉じん排出等作業実施届出書」	法定様式。ホームページよりダウンロードする。 																																																																																				
2	建築物等の概要、配置図及び付近の状況	作業場及び周辺の状況図面、作業場や掲示の位置を記載した図面																																																																																				
3	特定工事の工程の概要	特定粉じん排出等作業については、資機材搬入、養生、天井解体、石綿除去、養生撤去、清掃・片付け、産廃搬出等各作業及び敷地境界測定、養生撤去前測定																																																																																				
4	施工要領	施工方法、作業手順、隔離養生及び前室の構造、集じん・排気装置の台数の算出根拠及び管理方法、各種記録表(集じん・排気装置の排気口における粉じん測定記録、負圧確認記録、石綿含有建築材料の取り残しがないこと等の確認記録等)																																																																																				
5	施工体系図	発注者、元請業者、石綿除去に係る下請負人、測定業者、廃棄物処理業者等の氏名(名称)、担当者並びに連絡先																																																																																				



6	石綿含有建築材料使用状況図面	平面図、立面図による石綿含有建築材料の使用箇所を記載した図面
7	養生図	平面図、立面図による隔離養生及び仮設足場の範囲、前室及び集じん・排気装置の位置並びに排気系統を記載した図面
8	分析による事前調査結果	分析調査を行った場合、分析調査の結果及び採取場所が分かる図面や写真
9	資機材の一覧表及びカタログ	集じん・排気装置、エアシャワー、真空掃除機、飛散抑制剤・飛散防止剤、デジタル粉じん計、保護具・保護衣、ケレン棒・ブラシ、養生シート 等
10	産業廃棄物許可証の写し	産業廃棄物処理委託に関する収集運搬及び処分業許可証、特定工事の場所から処分場までの経路

石綿濃度測定計画書

	書類	説明
1	様式第 24 号（第 50 条関係） 「石綿濃度測定計画書」	条例様式。ホームページよりダウンロードする。 
2	建築物等の概要、配置図及び付近の状況	作業場及び周辺が分かる図面、作業場や掲示の位置を記載した図面 ※特定粉じん排出等作業実施届出書と兼用可
3	石綿排出等工事（特定工事）の工程の概要	石綿排出等作業については、資機材搬入、養生、天井解体、石綿除去、養生撤去、清掃・片付け、産廃搬出、敷地境界測定、養生撤去前測定 ※特定粉じん排出等作業実施届出書と兼用可
4	測定位置予定図	敷地境界又は施工区画境界で、条例で規定された場所
5	当該測定場所を選定した理由	通常は、敷地境界又は施工区画境界を選定する。当該場所で測定不可能な場合、理由を記載する。

※石綿濃度測定計画書の詳細は、次頁「3-2 石綿濃度測定」を参照すること。

### 3-2 石綿濃度測定

届出対象特定工事に係る石綿排出等作業の作業前、作業中、完了後において、大気中の石綿粉じん濃度を測定し、石綿飛散がないことを確認すること。【条例第 63 条、規則第 48 条及び別表第 16】

#### 3-2-1 測定方法

- ・「アスベストモニタリングマニュアル（第4. 2版）（環境省 水・大気環境局 大気環境課）」
- ・「日本産業規格K 3 8 5 0-1」

※「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示 93号）」は、クリソタイルのみを同定する方法であるため、採用できない。

#### 3-2-2 測定時期、測定回数及び測定地点

測定時期	測定回数	測定地点（敷地境界又は施工区画境界）	
		届出対象特定工事に係る石綿排出等作業のうち、石綿含有建築材料の使用面積の合計が 50 平方メートル以上(掻き落とし等を伴わない作業は除く)	左記以外の届出対象特定工事に係る石綿排出等作業
作業開始前・完了後	各 1 回以上	作業場をはさんで主たる風向の風上・風下 2 地点	作業場に対して主たる風向の風下 1 地点
作業期間中	1 回以上 (作業期間が 6 日を超える場合は、6 日ごとに 1 回)	作業場をはさんで (1)主たる風向の風上・風下 2 地点 (2)主たる風向に対し垂直な 2 地点	作業場をはさんで主たる風向の風上・風下 2 地点

※ その他、作業場の隔離を解くに当たっては、石綿が飛散するおそれがないことを総繊維数濃度の測定により確認する必要がある。（養生解体前測定）



#### 3-2-3 測定結果の取扱い

条例に規定する敷地境界基準は石綿繊維数濃度 10 本/L 以下であるが、一般大気環境中の石綿繊維数濃度は 1 本/L 以下である。このため、漏洩監視の観点からの目安は、石綿繊維数濃度 1 本/L とする。


敷地境界での総繊維数濃度が 1 本/L を超えた場合、石綿繊維数濃度の同定を行うこと。石綿繊維数濃度が 1 本/L を超えた場合、飛散防止対策を講じるとともに、市環境対策課に報告すること。

#### 3-2-4 測定記録の保存

石綿濃度の測定結果、測定位置図、測定状況の記録は、石綿排出等作業完了報告書を市長に提出した日から 3 年間保存しなければならない。

#### 4 リスクコミュニケーション

全ての解体等工事の発注者又は自主施工者は、石綿飛散に対する周辺住民等の不安を解消し、工事に対する理解を深めるため、石綿の事前調査結果（レベル3建材や仕上塗材のみが使用されている場合や石綿未使用の場合も含む）や石綿除去等作業の方法及び石綿飛散防止対策を近隣に説明すること。

対象工事	全ての解体等工事 ※石綿含有成形板等（レベル3建材）や仕上塗材のみが使用されている場合や石綿未使用の場合を含む
実施時期	解体等工事着手前及び石綿漏えい・飛散時はリスクコミュニケーションを行うこと。 解体等工事着手前：遅くとも着手7日前を目安に 石綿漏えい・飛散時：速やかに その他、石綿除去作業中・終了後等に適宜実施すること。
対象範囲	さいたま市では条例等による対象範囲の規定なし。 対象となる建築物の規模、工事期間、石綿含有建築材料の種類及び使用箇所等を勘案し、対象範囲を決定すること。 保育所や学校、通学路等特に配慮が必要な施設や不特定多数の人が出入りする施設がある場合は、施設管理者へ事前に相談すること。必要に応じて、自治会長等にも事前に相談すること。
方法	①説明会 ②戸別訪問 ③チラシ配布 ④回覧 ※コミュニケーションの双方向性を考慮し、①又は②が望ましい。 具体的な方法は、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン（環境省）」を参考にすること。 
市長への報告	①届出対象特定工事に係るリスクコミュニケーション ②石綿漏えい又は飛散時に実施したリスクコミュニケーション 「さいたま市建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションに関する指針」に基づくこと。※除去面積が10㎡以下のものは報告対象外

#### 民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金

さいたま市では、吹付けアスベストの分析調査及び除去等工事に係る費用を補助しています。  
詳しくは、事前に建築総務課へご相談ください。  
建築総務課 電話 048-829-1539 FAX 048-829-1982



## 5 作業基準

作業基準とは、特定粉じん排出等作業を実施するにあたり、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が遵守しなければならない事項である。法に上乗せして、条例で作業実施基準が定められている。

【法第 18 条の 14、省令第 16 条の 4 及び別表第 7、条例第 63 条、規則第 48 条及び別表第 16】

項	種類	作業基準及び作業実施基準（要約）
全	全ての作業共通	<p>(1) 特定粉じん排出等作業の計画を作成し、計画に基づき作業を行うこと。</p> <p>(2) 公衆の見やすい場所に、A3 サイズ以上で作業に関する事項を掲示すること。</p> <p>(3) 特定粉じん排出等作業の実施状況を記録及び保存すること。</p> <p>(4) 元請業者は各下請負人が作成した記録により、特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること。</p> <p>(5) 元請業者又は自主施工者は、必要な知識を有する者に特定建築材料の除去等の完了確認を行わせること。</p>
1	解体作業のうち、レベル1・2 建材を除去する作業（2、5 の項に掲げるものを除く。）	<p>以下の事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 作業場を隔離すること。作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>(2) 作業場及び前室を負圧に保ち、排気にHEPAフィルタ付き集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>(3) 除去開始前・開始直後・使用場所変更時等に、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより、集じん・排気装置が正常に稼働していることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) 除去開始前・中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(6) 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に飛散防止剤等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p> <p>(7) 石綿を含む水を外部に排出する場合は、あらかじめ石綿を分離する処理を行うこと。</p> <p>(8) 敷地境界で大気中の石綿濃度を測定し、記録すること。</p>
2	解体作業のうち、レベル2 建材を除去する作業であって、当該建材をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（5 の項に掲げるものを除く。）	<p>以下の事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(3) 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に飛散防止剤等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p> <p>(4) 石綿を含む水を外部に排出する場合は、あらかじめ石綿を分離する処理を行うこと。</p> <p>(5) 敷地境界で大気中の石綿濃度を測定し、記録すること。</p>
3	解体又は改修作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去す	<p>以下の事項を遵守して建材を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（以下(2)の方法により特定建築</p>

	る作業（5の項に掲げるものを除く。）	<p>材料を除去する場合を除く。）</p> <p>(2) 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>① 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>② 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(3) 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p> <p>(4) 石綿を含む水を外部に排出する場合は、あらかじめ石綿を分離する処理を行うこと。</p>
4	解体又は改修作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料を除去する作業（1の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	<p>以下の事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>(2) (1)の方法により特定建築材料（(3)に掲げる事項を除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(3) けい酸カルシウム板第1種を、(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>① 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>② 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(4) 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。（(3)の場合、養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと）</p> <p>(5) 石綿を含む水を外部に排出する場合は、あらかじめ石綿を分離する処理を行うこと。</p>
5	解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業又はあらかじめ建材を除去することが著しく困難な作業	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
6	改修作業のうち、レベル1・2建材に係る作業	<p>以下の事項を遵守して特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は1の項に掲げる事項を遵守すること。これら以外の方法で除去する場合は2の項に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>(2) 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>(3) レベル1建材若しくはレベル2建材の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又はレベル1建材の封じ込めを行う場合は、1の項に掲げる事項を遵守すること。この場合において、「除去」を「囲い込み等」と、読み替える。</p>

## 6 石綿排出等作業後の確認




元請業者は、石綿排出等作業終了後、有資格者に除去作業については取り残しがないこと、囲い込み及び封じ込め作業については措置が正しく実施されていることを確認させなければならない。

確認者 (有資格者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【建築物】建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、確認を行う時点においても引き続き登録されている者</li> <li>・【建築物及び工作物】当該施工に関わった石綿作業主任者</li> </ul>
確認方法	目視による。直接目視できない箇所(煙突内部等)についてはカメラ等を使用する。
主な 確認事項	<p>【除去作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿含有建築材料が母材や下地に残留せず全て除去されていること。</li> <li>・周辺の柱や梁や壁の隙間等への石綿含有建築材料が落下していないこと。</li> <li>・レベル1・2建材の場合、除去部分に飛散防止剤が散布されていること。</li> </ul> <p>※飛散防止剤の散布は、取り残し等が無いことを確認した後にすることが望ましい。</p> <p>【囲い込み・封じ込め作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工記録をもとに、作業基準及び平成18年9月29日国土交通省告示1173号に従い措置が正しくなされていること。</li> </ul> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場内に石綿粉じんが散乱していないこと。(清掃が実施されていること。)</li> </ul>

## 7 石綿排出等作業完了報告書

元請業者は、石綿排出等作業が適切に完了したことを確認後、石綿排出等作業の実施状況及び石綿濃度の測定結果について、書面を交付して発注者に説明しなければならない。

発注者又は自主施工者は、石綿排出等作業の完了した日から30日以内に「石綿排出等作業完了報告書」を市長へ提出しなければならない。

提出者	発注者又は自主施工者																			
提出対象	吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込み作業																			
提出期限	石綿排出等作業完了日から30日以内 ※石綿排出等作業完了日とは廃石綿の最終搬出日とする。																			
提出書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>書類</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>様式第25号(第51条関係) 「石綿排出等作業完了報告書」</td> <td>条例様式。ホームページよりダウンロードする。 </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>石綿排出等工事の工程の概要 (実施工程表)</td> <td>石綿排出等作業については、資機材搬入、養生、天井解体、石綿除去、養生撤去、清掃・片付け、産廃搬出、敷地境界測定、養生撤去前測定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>石綿排出等作業状況の記録</td> <td>写真及び書面による各種記録 ・集じん・排気装置の正常な稼働、負圧の状況 ・除去又は囲い込み等の作業前・作業中・完了の状況 ・隔離解除前の大気中への石綿の排出等のおそれがないことの確認結果 ・マニフェストの写し</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>石綿濃度の測定結果、測定位置図、測定状況の記録</td> <td>施工状況や気象状況により測定地点に変更があった場合はその旨を記入</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>石綿含有建築材料の除去等の完了確認者の資格証の写し</td> <td>取り残しが無いこと又は措置が正しく実施されていることを確認した者の資格証の写し</td> </tr> </tbody> </table>			書類	説明	1	様式第25号(第51条関係) 「石綿排出等作業完了報告書」	条例様式。ホームページよりダウンロードする。 	2	石綿排出等工事の工程の概要 (実施工程表)	石綿排出等作業については、資機材搬入、養生、天井解体、石綿除去、養生撤去、清掃・片付け、産廃搬出、敷地境界測定、養生撤去前測定	3	石綿排出等作業状況の記録	写真及び書面による各種記録 ・集じん・排気装置の正常な稼働、負圧の状況 ・除去又は囲い込み等の作業前・作業中・完了の状況 ・隔離解除前の大気中への石綿の排出等のおそれがないことの確認結果 ・マニフェストの写し	4	石綿濃度の測定結果、測定位置図、測定状況の記録	施工状況や気象状況により測定地点に変更があった場合はその旨を記入	5	石綿含有建築材料の除去等の完了確認者の資格証の写し	取り残しが無いこと又は措置が正しく実施されていることを確認した者の資格証の写し
	書類	説明																		
1	様式第25号(第51条関係) 「石綿排出等作業完了報告書」	条例様式。ホームページよりダウンロードする。 																		
2	石綿排出等工事の工程の概要 (実施工程表)	石綿排出等作業については、資機材搬入、養生、天井解体、石綿除去、養生撤去、清掃・片付け、産廃搬出、敷地境界測定、養生撤去前測定																		
3	石綿排出等作業状況の記録	写真及び書面による各種記録 ・集じん・排気装置の正常な稼働、負圧の状況 ・除去又は囲い込み等の作業前・作業中・完了の状況 ・隔離解除前の大気中への石綿の排出等のおそれがないことの確認結果 ・マニフェストの写し																		
4	石綿濃度の測定結果、測定位置図、測定状況の記録	施工状況や気象状況により測定地点に変更があった場合はその旨を記入																		
5	石綿含有建築材料の除去等の完了確認者の資格証の写し	取り残しが無いこと又は措置が正しく実施されていることを確認した者の資格証の写し																		



## 8 罰則、勧告、公表

### 8-1 法の規定及びそれに基づく命令に違反した場合の主な罰則

違反事項	対象者	罰則
計画変更命令（法第 18 条の 18）に違反した場合	発注者 自主施工者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 （法第 33 条の 2 第 1 項第 2 号）
作業基準適合命令等（法第 18 条の 21）に違反した場合	元請業者 下請負人 自主施工者	
特定粉じん排出等作業の実施の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第 18 条の 17 第 1 項）	発注者 自主施工者	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 （法第 34 条第 1 号）
届出対象特定工事に係る特定建築材料の除去等の方法（法第 18 条の 19）に違反した場合	元請業者 下請負人 自主施工者	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 （法第 34 条第 3 号）
事前調査結果の報告をせず、又は虚偽の報告（法第 18 条の 15 第 6 項）をした場合	元請業者 自主施工者	30 万円以下の罰金 （法第 35 条第 4 号）
報告徴収及び立入検査を忌避又は虚偽の報告（法第 26 条第 1 項）をした場合	発注者 自主施工者 元請業者 下請負人	30 万円以下の罰金 （法第 35 条第 5 号）

### 8-2 条例の規定に基づく主な罰則

違反事項	対象者	罰則
立入検査等（条例 121 条第 1 項）に違反した場合（立入検査等若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌諱し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合）	発注者 自主施工者 元請業者	20 万円以下の罰金 （条例第 132 条第 1 項第 2 号）
報告徴収を忌避又は虚偽の報告（条例 122 条）をした場合	発注者 自主施工者 元請業者 下請負人 その他関係者	5 万円以下の罰金 （条例第 134 条）

### 8-3 条例の規定に基づく主な勧告・公表

市長は、石綿の濃度が敷地境界基準を超えている、又は超えていたと認めるときは、その旨を公表することができる。【条例第 69 条】

市長は下表の違反事項に対し是正等を勧告することができ、勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。【条例第 123 条】

違反事項	対象者
事前調査（条例第 61 条第 1 項）を行っていない場合	元請業者
事前調査（条例第 61 条第 4 項）を行っていない場合	自主施工者
事前調査結果の記録の写しの備置き（条例第 61 条第 5 項）を行っていない場合	元請業者 自主施工者
事前調査結果の掲示等（条例第 62 条第 1 項）を行っていない場合	元請業者 下請負人 自主施工者
石綿の濃度が敷地境界基準を超えたことを確認したときに、直ちに、その測定結果を市長に報告（条例第 65 条第 2 項）していない場合	元請業者 自主施工者
発注者又は自主施工者が石綿濃度測定計画の提出（第 66 条第 1 項）又は石綿排出等作業完了報告書の提出（第 67 条第 1 項）を行っていない場合	発注者 自主施工者
石綿濃度測定計画（第 66 条第 1 項）の内容が適当でない場合	発注者 自主施工者
作業実施基準（条例第 63 条）又は敷地境界基準（条例第 64 条）を遵守していない場合 ※是正勧告又は石綿排出等作業の一時停止勧告	元請業者 下請負人 自主施工者

## 9 問合せ先一覧

内容	名称	連絡先
・大気汚染防止法 ・さいたま市生活環境の 保全に関する条例	さいたま市環境局環境共生部 環境対策課	電話 048-829-1330 FAX 048-829-1991
・廃石綿及び石綿含有産業 廃棄物 ・廃石綿に係る特別管理 産業廃棄物管理責任者	さいたま市環境局資源循環推進部 産業廃棄物指導課	電話 048-829-1609 FAX 048-829-1933
・労働安全衛生法 ・石綿障害予防規則	厚生労働省埼玉労働局 さいたま労働基準監督署 (管轄：岩槻区を除く9区)	電話 048-600-4820
	厚生労働省埼玉労働局 春日部労働基準監督署 (管轄：岩槻区)	電話 048-735-5227
・建設リサイクル法	さいたま市建設局北部建設事務所 建築指導課 (管轄：西区、北区、大宮区、 見沼区及び岩槻区)	電話 048-646-3235 FAX 048-646-3268
	さいたま市建設局南部建設事務所 建築指導課 (管轄：中央区、桜区、浦和区、 南区及び緑区)	電話 048-840-6236 FAX 048-840-6267
・民間建築物吹付けアスベ スト除去等事業補助金	さいたま市建設局建築部 建築総務課	電話 048-829-1539 FAX 048-829-1982

### 参考資料

- 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」  
令和3年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課
- 「石綿飛散防止リーフレット」<https://www.env.go.jp/content/000066248.pdf> 環境省
- 独立行政法人環境再生保全機構ホームページ <https://www.erca.go.jp/>
- 「目で見えるアスベスト建材 第2版」平成20年3月 国土交通省
- 「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン  
改訂版」令和4年3月 環境省水・大気環境局大気環境課

このパンフレットは1,000部作成し、1部あたりの印刷費は88円です。